

伊那市住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、移住・若者等の定住を促進するため、市内に居住する目的で住宅を取得した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成 1 8 年伊那市規則第 3 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者等 1 5 歳以上 4 5 歳以下の者をいう。
- (2) 住宅 市内において自己の居住の用に供する建物で、戸建住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の 2 分の 1 以上の併用住宅をいう。
- (3) 定住 伊那市の住民基本台帳に登録され、生活の本拠としていることをいう。
- (4) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）の規定により過疎地域に指定された高遠町区域及び長谷区域をいう。
- (5) 田舎暮らしモデル地域 伊那市田舎暮らしモデル地域事業実施要綱（平成 2 6 年伊那市告示第 1 8 6 号）の規定により指定を受けたモデル地域をいう。
- (6) 取得 自己の居住の用に供する住宅を新築、購入又は建替えし、当該住宅について自己の名義で所有権保存登記手続が完了していることをいう。

(補助対象区域)

第 3 条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、市内の過疎地域及び田舎暮らしモデル地域以外の区域とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象区域において、令和 7 年 4 月 1 日以降に住宅を取得すること。
- (2) 補助金の申請日において、若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者であること。
- (3) 自治会組織に加入し、地域活動に参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、伊那市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成 2 4 年伊那市告示第 7 2 号）に規定する住宅耐震改修事業の補助金のほか、当該住宅の取得に関して、市の他の補助金等（機器等の購入に係るものを除き、住宅の新築、購入又は建替えに係るものに限る。）の交付を受けるときは、この告示による補助金は交付しない。

(補助対象住宅)

第 5 条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年4月1日から令和11年3月31日までに取得する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (3) 40平方メートル以上の建物面積を有し、適切な規模の台所、浴室、水洗便所及び洗面所が確保されていること。
- (4) 住宅の取得が購入による場合は、令和7年4月1日以降に建築が完了した住宅であること。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の取得に要する経費とし、次の経費及び補助金の額を除いたものとする。

- (1) 外構工事等に要する経費
- (2) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (3) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合は、当該補助金の額（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、25万円を限度とする。ただし、別表に規定する加算項目における加算要件に該当する場合は、補助対象経費の額にそれぞれ加算額を加算した額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅を取得する前に伊那市住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 補助対象住宅の位置図
- (3) 補助対象住宅の見積書の写し
- (4) 補助対象住宅の平面図の写し
- (5) 補助申請地の現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により通知するものとする。

（変更の承認申請）

第10条 前条に規定する通知を受けた者は、その通知を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、伊那市住宅取得補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（規則様式第3号）により、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の工事請負に係る契約書の写し
- (2) 工事請負業者の発行した補助対象住宅の領収書等の写し

- (3) 補助対象住宅の現況写真
 - (4) 登記事項証明書
 - (5) 補助対象住宅の建築確認の検査済証の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等確定通知書（規則様式第4号）により通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市住宅取得補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から5年以内に伊那市に住所を有しなくなったとき又は居住実態がないと市長が判断したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該補助金の返還を免除することができる。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年2月26日告示第37号）

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日より施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊那市住宅取得補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に申請のあった補助金について適用し、同日前に申請のあった補助金の交

付については、なお従前の例による。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

補助金加算額

加算項目	加算要件	加算額
土地取得を伴う住宅取得加算	住宅の取得に伴い、当該住宅が建築されている土地を取得した者	50万円
市内業者建築加算	市内に本店、支店、営業所等を有する業者により住宅を取得した者	50万円
居住誘導区域居住加算	伊那市立地適正化計画による居住誘導区域又は伊那市農業振興地域整備計画による居住誘導区域内に住宅を取得した者	25万円

様式第1号（第8条関係）

伊那市住宅取得補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住 所
ふりがな
 氏 名
 連絡先

次のとおり伊那市住宅取得補助金の交付を申請します。

申請者（配偶者が若者等又は中学生以下の子を持つことによる場合は当該者）の生年月日	年 月 日（満 歳）		
住宅の取得内容	種 別	1 新築住宅	m ²
		2 購入住宅	m ²
		3 建替え住宅	m ²
	建築業者又は購入業者	住所	
		名称	
土地の取得内容	場 所	伊那市	番地
着工予定年月日	年 月 日		
完了（購入）予定年月日	年 月 日		
経費見込額	円		
居住誘導区域	内 ・ 外		
補助金申請額	円		
その他	定住の意思	有り・無し	
	自治会への加入	有り・無し	
	地域活動に参加する意思	有り・無し	

（添付書類）

- 1 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 2 補助対象住宅の位置図
- 3 補助対象住宅の見積書の写し
- 4 補助対象住宅の設計概略図又は平面図の写し
- 5 補助申請地の現況写真（住宅施工前）
- 6 その他市長が必要と認める書類
 - ・申請者世帯の世帯員等の住民票の写し（市外在住者のみ）
 - ・住まいる補助金申請額算出チェックシート
 - ・伊那市で確認できない場合は、前住所地の市税等の完納を証する書類

誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）伊那市長

署名 _____

伊那市住宅取得補助金交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請者及びその世帯員の全員が本補助金の交付を受けた日から5年以内に伊那市から転出しません。
- (2) 対象住宅が所在する区及び常会に加入し、地域行事等に積極的に参加します。
- (3) 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、伊那市の指示に従い、交付を受けた補助金を直ちに返還します。

2 同意事項

- (1) 上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、伊那市が固定資産税課税台帳及び住民基本台帳等に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 市税及び分担金、使用料その他の歳入の滞納は、ありません。伊那市が納税等の状況を調査することに同意します。
- (3) 当該補助金の交付の申請に当たって、必要となる事項及び内容を伊那市が調査することに同意します。

様式第3号（第10条関係）

伊那市住宅取得補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

伊那市住宅取得補助金交付要綱第10条の規定により補助金交付申請の変更について、関係書類を添えて申請します。

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	第 号
変更の内容	
変更の理由	

添付書類

変更内容の分かる書類

